

引取業者登録の手引き

新規登録・登録の更新

1 登録について

自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、引取業を行う事業所の所在地を管轄する都道府県知事又は保健所設置市の長への登録が必要です。引取業を行う事業所の所在地が町田市市内の場合、町田市市長への登録が必要です。

2 登録申請の手続き

(1)必要書類等 **※正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可)の2部を提出してください。**

No.	項目	必要書類	チェック欄
1	登録(登録の更新)申請書	・様式第一 引取業者登録(登録の更新)申請書	
2	登録申請者を確認する書類 【個人の場合】	・住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの	
3	法定代理人を確認する書類 【申請者が未成年の場合】	・法定代理人の住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの	
4	所在地を確認できる書類 ・更新の場合、所在地の変更がなければ不要 ・事業所が複数ある場合は、事業所ごとに必要	次のいずれか1つ ・公的機関発行書類で所在地が確認できるものの写し ・土地賃貸借契約書の写し ・土地登記事項証明書 ・電気、ガス、固定電話等の請求書又は領収証の写し	
5	フロン類を確認する体制を証する書類 ・事業所が複数ある場合は、事業所ごとに必要	次のいずれか1つ 【常駐している資格者が確認している場合】 ・自動車整備士証(シャシ整備士を除く)の写し ・中古車査定士証の写し ・業界団体講習証の写し ※整備士手帳の場合は、次の3箇所の写し ①氏名・手帳番号、②ガソリン(ディーゼル)2級又は3級の取得日、③現在の事業場 【自社の作業手順書で確認している場合】 ・自社の作業手順書 ※余白部分に事業所の名称を記入すること	
6	法に定める欠格要件に該当しないことを書面により誓約するもの	誓約書・別紙役員一覧表 ※申請者が未成年の場合、法定代理人の氏名を記入して下さい。	
7	更新のとき	次のいずれか1つ ・引取業者登録通知書の写し ・引取業者登録案内 ・引取業者登録変更通知書の写し	
8	新しい通知書の受取用封筒	・レターパックライト ※宛先を記入してください。	
9	登録申請手数料(現金)	お釣りのないようにご用意ください。 【新規登録】 6,100 円 【登録の更新】 4,200 円	

※住民票の写しは発行日より3ヵ月以内、最新のものを。

※申請者が法人の場合の、履歴事項全部証明書については、提出が原則不要となりました。

(2)申請の受付場所

町田市森野2-2-22 町田市役所 7階

町田市 環境資源部 環境政策課 ごみ政策係 TEL042-724-4379

※受付時間 午前9時から11時30分、午後1時から4時(土・日・休日を除く)

※受付は予約制です。事前に電話予約をしてください。

※更新申請の場合は、登録期間満了年月日の2か月前から申請することができます。

※郵送での申請はできません。

<記入例>

新規申請の場合は「登録の更新」を、更新申請の場合は「登録」を二本線で消します。

様式第一（第四十六条関係）

引取業者 ~~登 録~~ 申請書
登録の更新

更新の場合に引取業者登録通知書から転記してください。

※登録番号	21171…の11桁の番号
※登録年月日	〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日

町田市長 様

(郵便番号) 000-0000

住 所 町田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

使用済自動車の再資源化等に関する法律第 43 条第 1 項の規定により、必要な書類を添えて引取業者の登録（登録の更新）を申請します。

役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役 職 名
別添の誓約書に記載	法人の方のみ記載が必要です。「別添の誓約書に記載」と記入してください。

法定代理人の氏名及び住所（未成年者であり、かつ、その法定代理人が個人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

法定代理人の名称及び住所並びにその代表者の氏名（未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

名称	
(ふりがな) 代表者の氏名	
住 所	(郵便番号) 電話番号

申請者が未成年の場合、記入が必要です。

法定代理人の役員の氏名（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。未成年者であり、かつ、その法定代理人が法人である場合に記入すること。）

(ふりがな) 氏 名	役職名

事業所の名称及び所在地		実際に引取業務を行う事業所について記載してください。 【個人の場合】 個人名又は通称名(屋号等)を記載してください。 【法人の場合】 会社名と営業所名を記載してください。
(ふりがな) 名 称	株式会社〇〇〇〇 〇〇営業所	
所 在 地	(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇 町田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号	
電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇		
使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制		
自動車整備士が確認している。		引取した使用済み自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する方法を記載してください。 (例)資格者が確認している。 →資格証のコピーを添付してください。 (例)作業手順書で確認している。 →作業手順書のコピーを添付してください。
備考	1 ※印の欄は、更新の場合に記入すること。 2 事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」に記載すること。ただし、「使用済自動車に搭載されているエアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認する体制」の欄については、まとめて記載することも可能とする。 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。	

＜特定エアコンディショナーに冷媒としてフロン類が含まれているかどうかを確認するための方法を記載した書類(作業手順書)の例＞

事業所：(株)〇〇自動車 町田営業所

■ エアコンシステム装着の有無を確認

ボンネットを開け、エンジンルーム内にコンプレッサ等エアコンシステム部品の装着の有無を確認する。

☐ 装着



フロン類が含まれていると判断する

☐ 非装着



フロン類は含まれていないと判断する

■ 車両の前方部が事故等で破損している場合の確認

エアコンシステム装着の有無を確認（上記同様）

☐ (装着)



☐ コンデンサが破損（穴や裂傷）していない

☐ エアコン配管、ホースが破損（穴や裂傷）していない



フロン類が含まれていると判断する

☐ 破損している



☐ 破損している



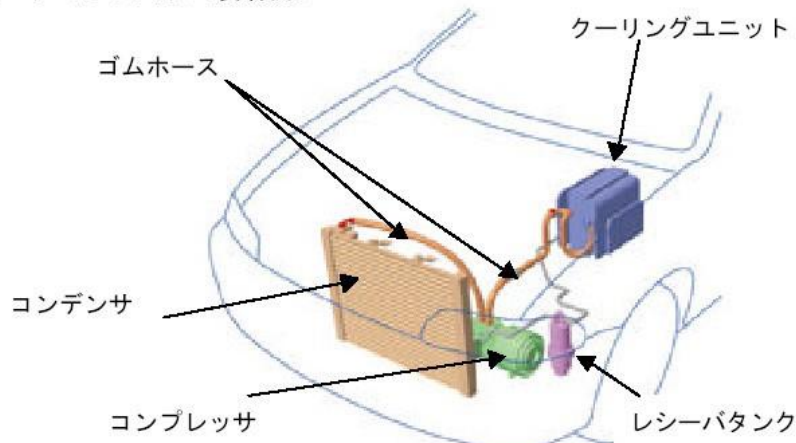
フロン類は含まれていないと判断する

■ 必要に応じて、以下により確認

☐ 使用済自動車の引取り時に、使用者にカーエアコンの効きについて質問する。

☐ 実際にカーエアコンを作動させて、効き具合、コンプレッサの作動、サイトグラスがある場合冷媒の流れを確認する。

＜エアコンシステム装着例＞



変更の届出

1 変更の届出について

登録した事項に変更があった場合は、変更届を提出してください。変更があった日から30日以内に届出をお願いします。

2 変更の手続き

(1) 必要書類等

変更内容に応じて必要書類を提出してください。

※正本(申請用)と副本(申請者控え・副本は正本の複写でも可)の2部を提出してください。

No.	変更する項目	必要書類	チェック欄
1	全項目共通	・様式第二 引取業者変更届出書	
2	全項目共通	次のいずれか1つ ・引取業者登録通知書の写し ・引取業者登録変更通知書の写し	
3	登録申請者の氏名・名称・住所・代表者【法人の場合】	・誓約書・別紙役員一覧表(代表者の変更の場合)	
4	登録申請者の氏名・名称・住所・代表者【個人の場合】	・住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの	
5	事業所の名称及び所在地	次のいずれか1つ ・公的機関発行書類で名称と所在地が確認できるもの ・土地賃貸借契約書の写し ・土地登記事項証明書 ・電気、ガス、固定電話等の請求書又は領収証の写し	
6	役員	・誓約書(新規の役員がいる場合)	
7	法定代理人	・法定代理人の住民票の写し ※マイナンバーが記載されていないもの ・宣誓書(法定代理人の氏名を記名)	
8	フロン類の確認体制 ・事業所が複数ある場合は、事業所ごとに必要	次のいずれか1つ 【常駐している資格者が確認している場合】 ・自動車整備士証(シャシ整備士を除く)の写し ・中古車査定士証の写し ・業界団体講習証の写し ※整備士手帳の場合は、次の3箇所の写し ①氏名・手帳番号、②ガソリン(ディーゼル)2級又は3級の取得日、③現在の事業場 【自社の作業手順書で確認している場合】 ・自社の作業手順書 ※余白部分に事業所の名称を記入すること	
9	新しい通知書の受取用封筒	・レターパックライト ※宛先を記入してください。	

※住民票の写しは発行日より3ヵ月以内、最新のもの。

※申請者が法人の場合の、履歴事項全部証明書については、提出が不要となりました。

(2) 変更の受付場所

原則として、郵送で受付けます。

送付先

〒194-8520
町田市森野2-2-22
町田市役所 環境資源部 環境政策課 ごみ政策係 宛

<記入例>

様式第二（第四十八条関係）

引取業者変更届出書

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

町田市長 様

（郵便番号） 〇〇〇-〇〇〇〇

住所 町田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

登録通知書の登録年月日及び登録
番号を記入して下さい。

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第211710000000号で登録を受けた以下の事項について
変更したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第46条第1項の規定により、必要な書類を
添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	株式会社〇〇〇〇 〇〇店 変更後の内容を記入してください。	株式会社〇〇〇〇 △△店 変更前の内容を記入してください。
変更の理由	変更年月日：〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 変更事項：法律第43条第1項第2号 1 氏名・名称・住所・代表者 2 事業所の名称及び所在地 3 役員 4 法定代理人 5 確認の体制 変更の理由欄の変更事項は、該当する事項の 番号を○で囲んで下さい。 (理由) 店名が変更になった。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

廃業(廃止)の届出

廃業(廃止)の届出について

引取業を廃業したときは、「引取業廃業等届出書」を提出してください。廃業した日から30日以内に届出をお願いします。なお、登録されている事業所の一部の廃止は変更届による届出を行ってください。

引 取 業 廃 業 等 届 出 書

〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日

町田市長 様

(郵便番号) 〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 町田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号

氏 名 株式会社 〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇(〇〇〇)〇〇〇〇

〇〇〇〇年〇〇月〇〇日付け第211710000000号で登録を受けた引取業を廃業(廃止)したので、使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃業・廃止 をした登録 事業者	住所 町田市〇〇町〇〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇〇〇 氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
廃業等の 年月日	〇〇〇〇年 〇〇月 〇〇日
廃業・廃止 の理由 ※該当する 番号に○	1 登録事業者が死亡したため 2 法人の合併により消滅したため 3 法人の破産により解散したため 4 法人が合併又は破産以外による解散をしたため ⑤ 引取業に係る業務を廃止したため

注1 「引取業者登録予定番号通知書」又は「引取業者登録通知書」又は「変更登録通知書」の原本を添付してください。

注2 必要に応じて届出者の証明等の書類をもとめることがあります。

注3 届出者は主に次のとおりとします。

廃止理由1→その相続人

廃止理由2→その法人を代表する役員であったもの

廃止理由3→その破産管財人

廃止理由4→その清算人

廃止理由5→登録事業者

(日本工業規格A列4番)